

公立大学法人山梨県立大学釣り銭資金取扱要項

(平成22年4月1日制定 法人第5108号)

(目的)

第1条 この要項は、公立大学法人山梨県立大学会計事務取扱規程（以下「取扱規程」という。）第15条に定める釣り銭資金の取扱いに関し、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）における金銭会計を明瞭かつ円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において釣り銭資金とは、釣銭の支払いのため又は両替用として使用するために準備する通貨をいう。

(出納責任)

第3条 出納責任者は、法人の釣り銭資金の出納及び保管の事務取扱上の一切の権限と責任を有する。

2 出納責任者は、毎年、出納員の中から釣り銭資金管理責任者を指名し、釣り銭資金の出納及び保管の事務を取り扱わせることができる。

(設置場所及び金額)

第4条 釣り銭資金の設置場所及び金額は、別表のとおりとする。

(釣り銭資金の保管)

第5条 釣り銭資金管理責任者は、釣り銭資金保管簿（様式第1号）を備え、毎日翌日に繰り越す釣り銭資金の手許有高を記載しなければならない。

2 釣り銭資金は、小口現金と区別して、保管しなければならない。

3 釣り銭資金管理責任者は、収納金を金融機関等へ預け入れる場合には、釣り銭資金に必要と思われる金種を残して預け入れるものとする。

(残高照合)

第6条 釣り銭資金管理責任者は、日々の現金出納業務終了後、釣り銭資金保管簿と手許有高の照合を行わなければならない。

(過不足金の取扱)

第7条 出納員は、釣り銭資金に過不足が発生した場合は、速やかに出納責任者に報告しなければならない。

(釣り銭資金の補充)

第8条 釣り銭資金管理責任者は、必要に応じて釣り銭資金補充申請書（様式第2号）を作成し、出納責任者に提出し、釣り銭資金の補充を行うものとする。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

設置場所	金額	事務の範囲
飯田キャンパス 総務課	10,000円	施設利用料収納
飯田キャンパス 学生支援課	20,000円	証明手数料、講座受講料収納
飯田キャンパス 図書館	10,000円	文献複写料収納
池田キャンパス 事務室	30,000円	施設利用料収納、証明手数料、 講座受講料収納
池田キャンパス 図書館	20,000円	文献複写料収納

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

出納責任者 殿

出納員 ○ ○ ○ ○

釣り銭資金補充申請書

このことについて、公立大学法人山梨県立大学釣り銭資金取扱要項第8条に基づき、次のとおり申請いたします。

- 1 釣り銭資金設置場所
- 2 補充申請額
- 3 釣り銭資金残高